

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 19 日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 前 野 充 次 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 勉 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 本 泰 行 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 18 年 11 月 21 日に「2009 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」及び「2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」の発行を決定し、平成 18 年 12 月 7 日に発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 19 日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会 御中

あ づ さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 前 野 充 次 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 勉 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 本 泰 行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社及び連結子会社の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 19 日

コニカミノルタホールディングス株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 前 野 充 次 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 勉 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 本 泰 行 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 103 期事業年度の中間会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 18 年 11 月 21 日に「2009 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」及び「2016 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」の発行を決定し、平成 18 年 12 月 7 日に発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成 19 年 12 月 19 日

コニカミノルタホールディングス株式会社

取締役会 御中

あ づ さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 前 野 充 次 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 勉 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 本 泰 行 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコニカミノルタホールディングス株式会社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 104 期事業年度の中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コニカミノルタホールディングス株式会社の平成 19 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。